

# 『青木平区運営細則』改定のお知らせ



2019年2月11日

2月10日（日）に開催された役員会において、『青木平区運営細則』（役員の報酬）第2条の（4）副区長の報酬に関し、金額の改定が執行部より提案され、役員会構成員の4分の3以上の賛成をもって承認されました。以上、ご連絡申し上げます。

\* 構成員：21名（執行部11名（監事2名含む） 役員（班長）10名）  
4分の3以上：16名以上

参考：『青木平区運営細則』

（細則の変更）

第8条 この細則の変更は、役員会において、その構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

## （改定に至る主たる理由）

- ① 青木平区の自治会運営は定例総会で承認された事業計画に則り運営されているが、対外的な活動を含めると、そのボリュームは年々大きくなっている。
- ② 自治会運営は、区長と副区長とで仕事を分担しながら行われており、区長は対外的な区外活動及び事業計画の立案、副区長は区内活動の推進、取りまとめを行う運営体制へと移行してきており従来と比べ副区長の仕事量が増大してきている。
- ③ 区長および町内会長は市の委嘱委員として、市が定めた基準により報酬が支払われるが、副区長および他の役員は対象外となり市からは無給となっているため『青木平区運営細則』の中で報酬規程を定めた。
- ④ 副区長の仕事量の増大に伴い、日常の時間の多くを自治会活動に費やす事となるため報酬金額の改定を提案した。

**青木平区運営細則 第2条（4）は、以下のように改定されました。**

（旧）副区長の報酬については、年額3万円を支給する。



（新）副区長の報酬については、**年額5万円**を支給する。

（施行期日）

この改定は、2019年2月11日から施行する。

以上